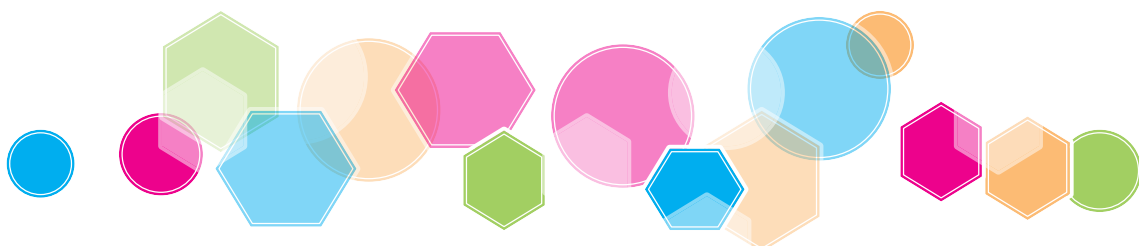


第3次十和田市男女共同参画社会 推進計画

令和4年3月
青森県十和田市





すべての人が輝くまちの実現を 目指して



当市では、平成23年度に「第2次十和田市男女共同参画社会推進計画」を策定し、「^{ひと}女と^{ひと}男がともに輝くまち」の実現に向けた各種取り組みを進めてまいりました。この間に「男女共同参画」の理念が市民の皆さまに広く浸透し、さまざまな^{ひと}場面^{ひと}で女と男がともに活躍する姿が見られるようになったと感じております。

この度、第2次計画の計画期間の終了に伴い、引き続き男女共同参画社会の推進に向けた取り組みを総合的かつ計画的に行うため、「すべての人が輝くまち」を目指すべき社会像として、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする「第3次十和田市男女共同参画社会推進計画」を策定しました。

本計画では、固定的な性別役割分担意識のような従来からの課題に加え、性的マイノリティの方々への取り組みや安心して暮らせる環境づくりなど、これからの時代に求められる新たな項目に取り組むこととしております。

また、性別にかかわらずすべての人がお互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮しながら生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、総合的かつ効果的に施策を展開することとしております。

つきましては、本計画を基に、市民の皆さまをはじめ、企業や関係機関・団体、地域などと一体となり、社会全体で「すべての人が輝くまちづくり」を推進してまいりますので、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

十和田市長 小山田 久

目次

第1章 基本的な考え方	1
1 計画の趣旨	
2 計画の背景	
第2章 基本構想	6
1 目指すべき社会像	
2 基本目標	
3 計画の期間	
4 計画の体系	
第3章 計画推進のための施策の方向	9
【基本目標Ⅰ 社会的・文化的な性別（ジェンダー）にとられない社会の基盤づくり】	9
■重点項目1 すべての人が支え合う社会づくりのための啓発・広報活動の推進	
■重点項目2 学びの場におけるジェンダー平等への意識づくり	
■重点項目3 多様な個性を尊重するまちづくり	
【基本目標Ⅱ 性別にかかわらずすべての人が参画するまちづくり】	11
■重点項目1 政策・方針決定過程への共同参画	
■重点項目2 活力あるまちづくりへの共同参画	
【基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための環境づくり】	13
■重点項目1 就業機会の拡大と労働環境の整備	
■重点項目2 働きやすい環境づくり	
■重点項目3 自営業等従事者の環境整備	
【基本目標Ⅳ 安心して暮らせる環境づくり】	15
■重点項目1 生涯を通じた健康支援	
■重点項目2 貧困等生活上の困難に対する支援	
■重点項目3 多様性を尊重する環境の整備	
■重点項目4 防災における男女共同参画の推進	
第4章 計画の推進	17
1 計画推進体制の強化	
2 計画の進行管理	

資料	18
1 男女共同参画社会基本法（抄）	18
2 十和田市男女共同参画懇話会設置規程	18
3 十和田市男女共同参画社会検討委員会設置規程	19
4 十和田市男女共同参画社会専門部会設置要綱	20
5 女性活躍推進法（抄）	21
6 第3次十和田市男女共同参画社会推進計画策定経過	22
7 令和3年度十和田市男女共同参画懇話会委員名簿	23
8 令和3年度十和田市男女共同参画社会検討委員会委員名簿	24
9 令和3年度十和田市男女共同参画社会専門部会委員名簿	25
10 用語集	26

第1章 基本的な考え方

1 計画の趣旨

日本国憲法の法の下、すべての国民は平等であって、基本的人権を享有し、個人として尊重されます。市では国が平成11年6月に男女共同参画社会基本法を制定したことに伴い、平成13年3月に「十和田市男女共同参画社会推進計画」を策定しました。平成18年及び平成24年に同計画の改定を行い、男女共同参画社会の実現のため、様々な施策を推進してきました。

この結果、およそ78%の市民に男女共同参画という言葉が浸透し、男性の家事・育児・介護への参画や女性の仕事と家事の両立といった具体的な行動の変化も見られるようになるなど、取り組みの成果が着実に現れつつあります。しかし、家庭や地域、職場など様々な場面において、いまだ男女の不平等感があるなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題が残されています。

また、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来など、家族、地域社会の変化に伴う新たな課題への対応や、これまで社会が男性と女性の2つの性別に注視してきたことに対し、性別はグラデーションであるという新たな価値観も現れ、LGBTQIA※¹の人たちにとって、すなわちすべての人にとって住みよいまちづくりが必要とされています。

「第3次十和田市男女共同参画社会推進計画」は、これまで以上に急激に変化する社会情勢に対応するとともに、すべての人がお互いの人権を尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現に向けた市の施策の方向を定めるため、策定するものです。

2 計画の背景

(1)国際的な動き

1975年（昭和50年）、国連はこの年を「国際婦人年」、翌年からの10年を「国連婦人の10年」と定め、あらゆる女性差別の撤廃と男女平等社会の実現に向けて、世界各国が取り組むことを提唱し、目標達成のため、世界的な行動を行う「世界行動計画」が採択されました。

1995年（平成7年）、北京での第4回世界女性会議において、21世紀に向けて男女平等や女性の地位向上の国際的指針となる「北京宣言」及び「行動綱領」※²が採択されました。

2000年（平成12年）、ニューヨークでの国連特別総会「女性2000年会議」において、会議に参加した政府により実施の決意を確認する「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

2005年（平成17年）、ニューヨークでの第49回国連婦人の地位委員会において、「北京宣言及び行動綱領」及び国連特別総会「女性2000年会議」の成果文書についての評価や見直しが行われました。

2006年（平成18年）、東京で東アジア男女共同参画担当大臣会合が開催され、16カ国2国際機関が出席し、会合の合意文書として「東京閣僚共同コミュニケ」が採択されました。

2010年（平成22年）、ニューヨークでの第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）において、「北京宣言」及び「行動綱領」等を再確認して、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言等を採択しました。

2011年（平成23年）、国連の既存のジェンダー^{※3}に関する4機関を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント^{※4}のための国連機関」として発足しました。

2012年（平成24年）、第56回国連婦人の地位委員会において、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議が採択されました。

2015年（平成27年）、ニューヨークでの第59回国連婦人の地位委員会（「北京+20」記念会合）において、「北京宣言及び行動綱領」及び、国連特別総会の成果文書並びに第4回世界女性会議10周年及び15周年における婦人の地位委員会の宣言を再確認し、2030年までに男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け努力するという宣言が採択されました。

また、2015年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」^{※5}では、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」と述べ、同アジェンダで設定された持続可能な開発目標（SDGs）^{※6}の17のゴールのうち、ゴール5では「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられました。

(2)国の動き

1977年（昭和52年）、政府は昭和50年に国連で採択された「世界行動計画」の内容を国内施策に取り入れるため「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにしました。

1987年（昭和62年）、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、男女共同参加型社会システムを目指すこととなりました。

1995年（平成7年）、男女共同参画社会形成の促進に関する新しい国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」が策定され、政府が男女共同参画社会実現に向けて取り組むべき施策を総合的・体系的に整備しました。

1999年（平成11年）、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付け、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律は、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにし、国、地方公共団体及び国民が男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進することを定めています。

2000年（平成12年）、男女共同参画社会基本法に基づく、「男女共同参画基本計画」を策定しました。この計画は、男女共同参画にかかる初めての法定計画となります。

2005年（平成17年）、男女共同参画基本計画を改定し、「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定しました。

2010年（平成22年）、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、地域社会・家族形態の変化、経済・雇用をめぐる変化など、男女共同参画社会の形成に関する社会情勢の様々な状況や変化に対応するため、実効性のある5年間の施策をまとめた「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2013年（平成25年）、女性の活躍推進を主な柱のひとつとして位置付けた「日本再興戦略」が閣議決定されました。

2015年（平成27年）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法^{※7}」という。）が国会で成立しました。これにより、働く場面で活躍したいと希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられました。

また、2015年（平成27年）に国は「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和7年度までの「基本的な考え方」並びに令和2年度末までを見通した「施策の基本的な方向」及び「具体的な取組」を定めました。

2020年（令和2年）、「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、令和12年度末までの「基本認識」並びに令和7年度末までを見通した「施策の基本方向」及び「具体的な取組」が定められました。

(3)青森県の動き

1980年（昭和55年）、国際婦人年に始まる国際的な動きや「国内行動計画」策定を背景に、青森県における女性にかかる施策の基本的方向を示す「青森県婦人行動計画」を策定し、翌年には、この計画の具体的施策を進めるための「青森県婦人行動推進計画」が策定されました。

1989年（平成元年）、青森県婦人行動計画の基本的な考えを継承しつつ、国の新国内行動計画の趣旨等を踏まえ、「新青森県婦人行動計画」を策定しました。

2000年（平成12年）、国において策定された男女共同参画2000年プランや男女共同参画社会基本法が施行されたこと等に伴い、「あおり男女共同参画プラン21」を策定しました。

2001年（平成13年）、国の男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、青森県の男女共同参画の一層の推進を図るため、「青森県男女共同参画推進条例」を制定しました。

2002年（平成14年）、「あおり男女共同参画プラン21」策定後に国の男女共同参画基本計画及び青森県男女共同参画推進条例が制定されたことから、施策の方向性と整合性を検証し、必要に応じた追加作業等を行った上で同プランを改定し、県の男女共同参画の推進に関する法定の基本計画として位置付けました。

2004年（平成16年）、県の新たな基本計画「生活創造推進プラン」を策定し、男女共同参画の推進を、県が目指す5つの社会を実現するための仕組みづくりに位置付けました。

2007年（平成19年）、「あおもり男女共同参画プラン21」の計画期間、生活創造推進プラン及び国の男女共同参画基本計画（第2次）との整合性、関係法令の改正等を勘案し、各種調査やパブリックコメントに示された県民の意向等を踏まえ、県の男女共同参画の推進に関する基本計画として「新あおもり男女共同参画プラン21」を策定しました。

2012年（平成24年）、これまでの計画の取り組みの成果や課題を踏まえ、より一層総合的、効果的に施策を推進していくための指針となる「第3次あおもり男女共同参画プラン21」を策定しました。

2017年（平成29年）、「第3次あおもり男女共同参画プラン21」の計画期間が2016（平成28）年度までであること、2013（平成25）年度に策定された「青森県基本計画未来を変える挑戦」及び国の「第4次男女共同参画基本計画」との調整、関係法令の公布・施策等を勘案し、「第4次あおもり男女共同参画プラン21」を策定しました。

(4)十和田市の動き

1999年（平成11年）、女性行政を総合的に推進するため十和田市教育委員会生涯学習課に「女性青少年係」を設置し、男女共同参画社会推進へ本格的に取り組むことにしました。同年、庁内関係課長で組織する「男女共同参画社会検討委員会」を設置し、現状と課題等について協議を行うとともに、市民の意識やニーズの現状分析を行うため、市民アンケートを実施しました。また、職員に対する意識調査や研修会を開催しました。

2000年（平成12年）、男女共同参画社会基本計画策定のため、市民や行政で組織する「十和田市男女共同参画社会推進計画策定委員会」を設置し、具体的な作業が進められました。

2001年（平成13年）、「十和田市男女共同参画社会推進計画」を策定し、10年間の主な施策を明確にしました。

2002年（平成14年）、市の各種事業を具体的な施策として盛り込んだ「2001-2004 十和田市男女共同参画社会推進事業実施計画（前期）」を策定しました。

2005年（平成17年）、十和田市、十和田湖町の合併を契機に、改めて市民の意識やニーズを把握するため、市民アンケートや職員の意識調査を実施しました。また、「2005-2007 十和田市男女共同参画社会推進事業実施計画（中期）」を策定しました。

2006年（平成18年）、十和田市男女共同参画社会推進計画の策定から5年が経過したことや、国が「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定したこと等に伴い、社会情勢の変化への対応や市の施策について細部の見直しが必要になったことから「十和田市男女共同参画社会推進計画（改訂版）」を策定しました。

2008年（平成20年）、「2008-2010 十和田市男女共同参画社会推進事業実施計画（後期）」を策定しました。

2012年（平成24年）、「2012-2021 第2次十和田市男女共同参画社会推進計画」を策定しました。

2017年（平成29年）、「2012-2021第2次十和田市男女共同参画社会推進計画」計画体系の「施策の方向事業」に、女性活躍推進法の関連性を明記するとともに、「2017-2021第2次十和田市男女共同参画社会推進事業実施計画（後期）」を策定しました。

2022年（令和4年）、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「第5次あおり男女共同参画プラン」の策定、及び社会情勢の急激な変化等を踏まえ、「第3次十和田市男女共同参画社会推進計画」を策定しました。

第2章 基本構想

1 目指すべき社会像

「すべての人が輝くまち」

市民一人ひとりの基本的人権が守られ、職場や学校、家庭や地域等あらゆる分野において、能力を発揮し、個性に応じた生き方ができることは重要なことです。

「第3次十和田市男女共同参画社会推進計画」では、固定的な性別役割分担意識^{※8}の解消や性的マイノリティの人に対する理解の促進に取り組み、すべての人の人権が尊重され、自分らしく生きられる社会づくりを進めます。そして、誰もが個性と能力を発揮し、家庭や地域、社会で生き生きと暮らすことのできる【すべての人が輝くまち】の実現を目指します。

2 基本目標

計画の目指すべき社会像に基づき、次の基本目標を掲げて計画を推進します。

I 社会的・文化的な性別（ジェンダー）にとらわれない社会の基盤づくり

男女共同参画社会の推進・実現のためには、固定的な性別役割分担意識を解消し、社会的・文化的な性別にとらわれない社会（ジェンダー平等）に向けた意識改革が重要です。職場や学校、家庭や地域等におけるジェンダー平等に向けた意識の啓発と情報の提供、学習の場の提供に努め、地域生活や家庭生活における男女共同参画を推進します。

また、LGBTQIA など多様な性の在り方に対する理解を促進し、あらゆる場において人権と個性を尊重する意識の啓発と各種情報の提供を推進します。

II 性別にかかわらずすべての人が参画するまちづくり

社会のあらゆる分野で共同参画を進めていくためには、性別にかかわらずすべての人が積極的に政策・方針決定の場に参画していくことが重要です。そのためには、参画する人の性別に偏りのある分野においては、すべての人が参画しやすい環境づくりを推進し、性別にかかわらず全ての人があらゆる分野に参画できるまちづくりを促進します。

また、地域活動や社会活動における組織の運営や活動の進め方等への女性の参画を推進するとともに、在住・滞在外国人との交流や国際的な規範、基準の情報提供に努め、地域全体で互いに協力し合うまちづくりを推進します。

Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための環境づくり

現在、多くの女性が就業または起業していますが、家事・育児・介護にかかる時間は依然として、女性の方が多い現状にあります。

ワーク・ライフ・バランス※⁹のジェンダー平等に向けた環境の整備を推進します。

また、自営業等従事者に対して、適正な評価と対等な立場で経営と家庭生活の両面で相互に協力し、能力が発揮できる環境づくりを推進します。

Ⅳ 安心して暮らせる環境づくり

障がいや病気の有無にかかわらず、すべての人の健康の保持・増進への取り組みや、女性が抱える複合的で多岐にわたる問題への取り組み、LGBTQIAの方々への取り組みなどを通じて、性別や年齢等にかかわらず、すべての人が心豊かに生き生きと自分らしく生きられる環境づくりを推進します。

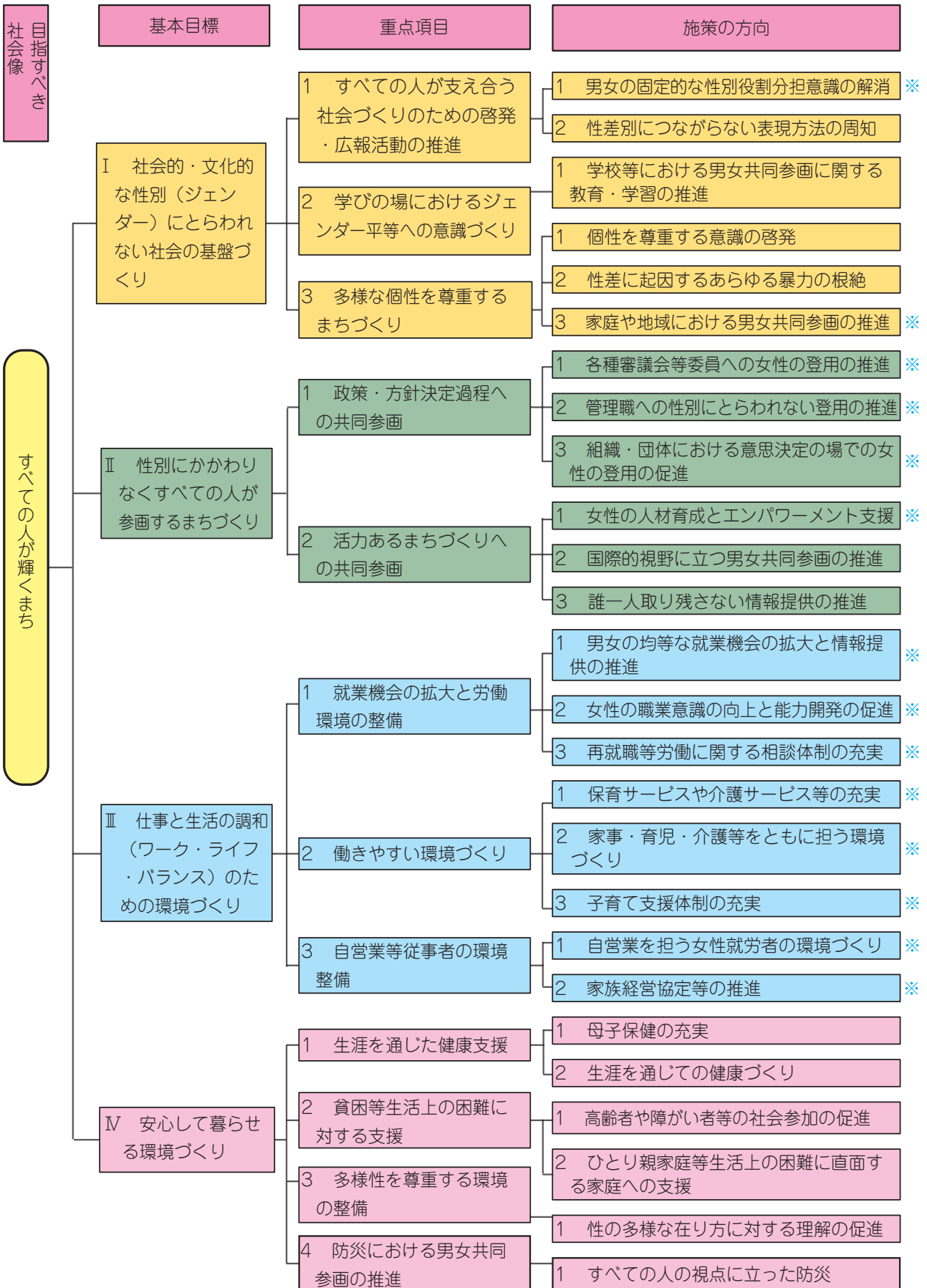
また、近年頻発する大規模な自然災害等に対し、日頃からすべての人の視点に立った防災意識を持ち、すべての人の視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、急激な社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の体系

※は女性活躍推進法項目



第3章 計画推進のための施策の方向

【基本目標Ⅰ 社会的・文化的な性別（ジェンダー）にとらわれない社会の基盤づくり】

■重点項目Ⅰ すべての人が支え合う社会づくりのための啓発・広報活動の推進

性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するため、意識の啓発と広報活動を推進します。また、刊行物の発行に際しては、多様な性の在り方に対する理解を促進するとともに、性差別につながらない表現方法の周知に努めます。

<施策の方向>

1 男女の固定的な性別役割分担意識の解消

家庭や職場、地域社会に残る「男だから」「女だから」といった固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会に対する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を推進します。また、関係機関と連携した取り組みを促進します。

2 性差別につながらない表現方法の周知

市や各種団体が発行する各種刊行物やチラシなどの印刷物について、性別に基づく固定観念にとらわれた表現や性的側面を強調した表現にならないよう、情報提供に努めます。

■重点項目Ⅱ 学びの場におけるジェンダー平等への意識づくり

性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を認め、「自分らしい」生き方ができるよう、あらゆる学習の場でジェンダー平等の意識づくりを推進します。

人は家庭や学校、職場等で多くのことを学び、知識を得ながら成長していきます。男女共同参画社会の実現には、子どものときからの学習や体験が重要です。このため、児童生徒の発達段階に応じ、ジェンダー平等の重要性について学習できる教育等を促進します。

<施策の方向>

1 学校等における男女共同参画に関する教育・学習の推進

学校生活は、学習や遊びを通じて多くのことを学ぶ場になります。児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重やジェンダー平等、すべての人が協力し合いそれぞれの役割を果たしていくことの重要性について学習できる教育等を促進します。また、性差によって直面する様々な問題に関心と理解を深め、その解決に向けて積極的に取り組んでいくため、学びたいときにいつでも学ぶことができる生涯学習機会の提供に努めます。

■重点項目3 多様な個性を尊重するまちづくり

すべての人が、互いに一人の人間としての個性や生命を尊重することが重要です。特に、性差に起因する暴力行為（性犯罪、DV※¹⁰、セクシュアル・ハラスメント）は重大な人権侵害となるため、その防止対策や相談体制の充実に努めます。

また、固定的な性別役割分担意識の解消や、男女共同参画社会が実現することにより、家庭生活や地域生活においても暮らしやすい社会につながるという意識啓発に努めます。

<施策の方向>

1 個性を尊重する意識の啓発

個性の大切さ、性に関する正しい知識を身に付け、理解を深めるため、情報提供や相談体制、啓発活動等を充実させ、個性を尊重する意識づくりを促進します。

2 性差に起因するあらゆる暴力の根絶

性差に起因する暴力についての社会における認識、根絶のための意識の向上を図るとともに、配偶者からの暴力や性犯罪等、あらゆる暴力を許さない社会環境づくりに向け、すべての人の人権を尊重する啓発活動を推進します。

また、被害にあった人の擁護と自立を支援するため、関係機関と連携を図り、防止するための啓発活動の推進、相談窓口の周知や相談体制の充実に努めます。

3 家庭や地域における男女共同参画の推進

少子高齢、核家族化が進む現代において、今まで性別によって分けられがちであった家庭や地域での役割分担を取り払い、性別に関係なくお互いに助け合わなければならないことが増えてきました。このため、あらためて男女共同参画に対する理解を深め、家庭や地域における男女共同参画を支援するため意識啓発、講座等を開催します。

【基本目標Ⅱ 性別にかかわらずすべての人が参画するまちづくり】

■重点項目Ⅰ 政策・方針決定過程への共同参画

各種審議会等委員や職場での管理職など政策・方針決定過程へ女性も参画することは、男女共同参画社会の実現へ向けた基盤を成すものです。

近年は、男女の雇用に関する法律・制度の整備が進んだことや、男女共同参画の理念が理解されてきたことにより、各種審議会等委員への女性の登用割合が向上しつつあります。しかし、依然として組織・団体等における意思決定の場への女性の登用は少ない状況にあります。

あらゆる分野で性別にかかわらずすべての人の意見を反映させるために、女性の登用を積極的に促し、政策・方針決定の場へ導くよう努めます。

<施策の方向>

1 各種審議会等委員への女性の登用の推進

多くの意見を市政に反映させるため、各種審議会等委員への性別にかかわらずすべての人の登用を積極的に推進します。また、委員の選出については、女性委員の占める割合が40%に達するよう努めます。

2 管理職への性別にとられない登用の推進

すべての職員に対し、均等な研修機会の充実や専門的な研修の促進を図り、様々な分野で活躍する人材を育成し、管理職への登用を推進します。

また、企業・各種団体においても性別にかかわらず、すべての人を能力などに応じて平等に管理職に登用するよう啓発に努めます。

3 組織・団体における意思決定の場での女性の登用の促進

多様な意見を生かしながら、ともに責任を担い、目的に添った活動を推進していくために、組織や団体における意思決定の場への女性の登用を促進します。

■重点項目Ⅱ 活力あるまちづくりへの共同参画

地域は人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域に根差した生活を豊かなものにするためには、人々が主体的に行う地域活動が求められています。そして、それらの活動は昨今の社会情勢の変化に伴い、性別にかかわらずすべての人が担わなくてはならなくなっています。

地域における政策・方針決定過程における組織の運営や活動の進め方について女性の参画を推進し、その活動の中で女性が積極的に参画するための発言力、自己決定能力、方針決定能力等を身に付ける機会の提供に努めます。

また、あらゆる分野で急速に国際化が進む中、男女共同参画においてもこれまで以上に国際的な視野に立った取り組みが必要になっています。

在住・滞在外国人との交流を図ることや、男女共同参画に関連する国際的な規範や基準等の情報収集及び周知に努めます。

<施策の方向>

1 女性の人材育成とエンパワーメント支援

女性が自らの個性と能力を発揮し、あらゆる活動に参画するための講座やセミナー等様々な知識を身に付ける機会を提供し、人材育成やエンパワーメントを支援します。

2 国際的視野に立つ男女共同参画の推進

男女共同参画の国際的な動きを踏まえて情報を収集するとともに、「女子差別撤廃条約^{※11}」「北京宣言及び行動綱領」などの国際規範や国際的動向、及び、持続可能な開発目標（SDGs）に掲げられたゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとした17のゴールについて理解や普及に努めます。

3 誰一人取り残さない情報提供の推進

多言語での情報発信や、音声による情報発信など、あらゆる人に伝わりやすい情報発信に努め、多様性と活力にあふれるまちづくりを推進します。

【基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための環境づくり】

■重点項目1 就業機会の拡大と労働環境の整備

女性活躍推進法の施行から7年が経過し、様々な職場で活躍する女性の姿が見られるようになりました。その一方で、依然として、家事・育児・介護にかかる時間は女性の方が多く、多様な働き方を望むすべての人を支える環境づくりをさらに進める必要があります。

同時に、女性労働者の就業機会の一層の拡大を図り、その能力を十分発揮できるようにするため、個人の職業意識の向上と能力開発等への支援に努めるとともに、出産や育児、介護等で離職した女性の再就職に対する情報提供や相談体制の充実に努めます。

<施策の方向>

1 男女の均等な就業機会の拡大と情報提供の推進

採用等の状況把握に努め、年齢制限の撤廃等男女均等な選考ルールを促進するため、法令・制度の周知に努めます。

2 女性の職業意識の向上と能力開発の促進

固定的な性別役割分担意識の解消を図り、女性であっても自立した生活を送ることができるよう、適切な職業選択を促すための意識啓発、能力開発、情報提供を促進します。

3 再就職等労働に関する相談体制の充実

出産や育児、介護等により離職した女性の再就職のために、個人の適性に応じた技術や能力開発の支援を行うとともに、情報提供や相談体制の充実に努めます。

■重点項目2 働きやすい環境づくり

ワーク・ライフ・バランスは、男性は仕事、女性は家事・育児という役割分担を見直し、性別を問わず誰もが家事・育児、仕事に携わることができる、すべての人にとって平等で柔軟な社会を実現するための重要な取り組みです。

男性も積極的に家事・育児にかかわるためには、仕事中心の意識から仕事と家庭のバランスがとれたライフスタイルへの転換を図り、固定的な性別役割分担意識にとらわれず互いに協力しあう関係を築くことが必要です。

そのためには、すべての人にワーク・ライフ・バランスを促す啓発を行うとともに、保育サービス、介護サービス等の充実や子育てに対する支援、情報提供を推進します。

また、子育てや介護のために離職するケースがみられることから、離職せずに働き続けることができる環境づくりを推進します。

<施策の方向>

1 保育サービスや介護サービス等の充実

保育サービス、介護サービス等の多様なニーズに応じた利用ができるよう、サービスの質を向上させ、誰もが安全・安心に利用できるよう努めます。

2 家事・育児・介護等をともに担う環境づくり

仕事や家庭、地域生活の両立支援のため、働き方を見直し、家事・育児等に対する固定的な性別役割分担意識の払拭や、家庭教育を推進します。また、育児・介護休業等を取得しやすい環境をつくるため、関係法令・制度の周知に努めます。

3 子育て支援体制の充実

子育ての孤立化や不安の解消を図るため、子育てにかかわるボランティアの育成や子育て支援サービスの充実と情報提供に努めます。

また、在住・滞在外国人が情報に取り残されることなく、安心して過ごすことができるまちづくりのために、出産・育児をはじめとした情報提供などに取り組みます。

■重点項目3 自営業等従事者の環境整備

農林畜産業や自営の商工業に従事する女性は、生産や経営において重要な労働力にもかかわらず、労働に家事等が加わり加重労働になっているといわれていますが、女性の果たしている役割が十分に認識、評価されていない状況にあります。これらの職種に携わる女性の役割に対する適正な評価と働きに応じた報酬の確保、家族従事者が共同経営者として対等な立場で経営と家庭生活の両面で相互に協力し、能力が発揮できる環境づくりを促進します。

<施策の方向>

1 自営業を担う女性就労者の環境づくり

技術・経営管理能力の向上を図るため、各種研修等の情報提供を行うとともに、男性の家事・育児等への参画を促し、女性の負担を減らす環境づくりを促進します。

2 家族経営協定等の推進

労働に対する適正な報酬等、女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、男女共同参画と農業経営の改善を一体的に推進する家族経営協定の締結数の一層の拡大と有効利用を推進します。

【基本目標Ⅳ 安心して暮らせる環境づくり】

■重点項目Ⅰ 生涯を通じた健康支援

それぞれの性別の身体的な特質を理解し合い、尊重しつつ、生涯にわたって心身ともに健康に生きることができる環境を整えることが必要です。特に、女性は妊娠・出産する可能性を持つため、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス・ライツ※¹²）」の理解促進を図り、正しい性の知識の普及と健康づくりの支援が必要です。

また、現代の社会においては、ストレスなどによる心の問題が増加しています。心身ともに健康であるために、心の健康問題への支援に努めます。

<施策の方向>

1 母子保健の充実

妊産婦とそのパートナーが安心して妊娠・出産・育児ができるよう、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の充実を図ります。

また、女性の心身の状況は、ライフステージによって大きく変化するという特性もあり、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）」の理解促進を図る必要があります。

2 生涯を通じての健康づくり

すべての人がお互いの生命を尊重し、生涯にわたる健康に対する意識を高めるため、健康教育や、妊娠・出産・性別に関する正しい知識や命の大切さの認識を深めるための学習の機会の提供に努めます。

また、健康保持のために、健康診査や健康相談体制の充実を図るとともに、スポーツ教室等を開設し、健康・体力づくりを支援し、メンタルヘルス対策の充実に努め、心身ともに健やかに暮らせるまちづくりを推進します。

■重点項目Ⅱ 貧困等生活上の困難に対する支援

高齢化が進んでいる今、高齢者が社会の構成員として自ら活躍し、自立して生活できる社会システムの確立が求められています。生きがいを持ち、豊かな高齢期を過ごすため、社会参画や生涯学習等の機会の充実に努めます。また、年齢や障がいの有無などにかかわらず、意欲や能力に応じた社会参画への支援に努めます。

また、離婚率の増加等に伴い、母子家庭や父子家庭といったひとり親家庭が増加しています。このような生活上の困難に直面する家庭が自立して生活できるよう、個々の状況に応じた支援が求められます。

<施策の方向>

1 高齢者や障がい者等の社会参加の促進

学習機会や交流の場等を提供し、高齢者や障がい者等の自立支援を図ります。生きがいを持って働くことができる就業機会の拡充や、年齢や障がいの有無などにかかわらず、意欲や能力に応じて社会参画ができるような支援に努めます。

2 ひとり親家庭等生活上の困難に直面する家庭への支援

ひとり親家庭等は子どもの養育、経済面、DV等様々な問題を複合的に抱えていることがあります。誰もが安心して暮らすことができるよう、様々な家庭の状況に応じた相談体制の充実等、適切な支援に努めます。

重点項目3 多様性を尊重する環境の整備

人の性別について、男性と女性の2つに注視しがちであったこれまでの概念を改め、一人の人がジェンダーや身体的な性別、性自認など複数の性別を持ち得ることや、性別がグラデーションのように多様であることへの理解の促進を図り、性別を問わずすべての人が理解し合い、安心して暮らせる社会を目指します。

<施策の方向>

1 性の多様な在り方に対する理解の促進

LGBTQIAの人が、自身の性自認に関して社会的に困難な状況に置かれている場合もあることから、基本的人権の尊重の観点からも、パートナーシップ宣誓制度※¹³について検討するなど、LGBTQIAの人を含むすべての人にとって住みよいまちづくりに努めます。

重点項目4 防災における男女共同参画の推進

大規模災害はすべての人の生活を脅かしますが、とりわけ、女性・子ども・高齢者・障がい者など脆弱な状況にある人がより多くの影響を受けるといわれています。

また、非常時には平常時以上に固定的な性別役割分担意識が反映されやすく、家事・育児・介護等が女性に集中したり、また性差に起因する暴力などが生じやすくなるともいわれています。

近年頻発する大規模な自然災害等に対し、防災に男女共同参画の視点を取り入れた取り組みを進めることが、これまで以上に重要になっています。

<施策の方向>

1 すべての人の視点に立った防災

被災時や復興段階における性差にかかわる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を推進します。

第4章 計画の推進

1 計画推進体制の強化

この計画は、十和田市における男女共同参画社会「すべての人が輝くまち」の実現を目指し、市が行う施策の方向を示したものです。男女共同参画は、行政のみでできるものではなく、広く市民や団体、事業所等、社会全体で推進していくことが重要です。

そのため、様々な情報の提供や各種団体等との連携を図り、男女共同参画に取り組む体制の整備を進めます。

(1)庁内推進体制の強化

男女共同参画推進のため、関係各課と横断的な総合調整を図るとともに連携を密にし、施策が効果的に実施されるよう事業実施体制の充実、強化を図ります。

また、市のあらゆる施策に、男女共同参画の視点が反映されるように努めます。

(2)関係機関との連携強化

男女共同参画事業は多岐にわたるため、事業実施においては一体となった取り組みができるよう、関係機関と情報・意見交換を積極的に行うなど連携し、計画の推進に努めます。

2 計画の進行管理

この計画に基づき関係各課が実施する具体的な施策について、進捗状況を把握し、検証することにより計画の遂行に努めます。

資料

1 男女共同参画社会基本法（抄）

（平成十一年 法律第七十八号）

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 十和田市男女共同参画懇話会設置規程

（平成 17 年 十和田市訓令第 34 号）

（設置）

第 1 条 十和田市における男女共同参画社会の推進に関し、市民の意見及び要望を聴くため、十和田市男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

（任務）

第 2 条 懇話会は、次に掲げる事項を協議し、意見及び要望を市長に報告する。

（1）男女共同参画社会の推進に係る現状及び課題

（2）男女共同参画に関する施策の推進

（3）その他男女共同参画に係る必要な事項

（組織）

第 3 条 懇話会は、市長が委嘱した委員 15 人以内で組織する。

2 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第5条 懇話会は、必要に応じて会長が招集する。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年1月1日から施行する。

(懇話会の委員の任期の特例)

2 この規程に基づいて最初に委嘱された懇話会の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

3 十和田市男女共同参画社会検討委員会設置規程

(平成17年1月1日制定)

(設置)

第1条 男女共同参画社会に関する総合的政策の推進を図るため、十和田市男女共同参画社会検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画社会の推進に係る政策検討に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の推進に係る情報交換に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は男女共同参画主管部長をもって充て、副委員長は男女共同参画主管課長をもって充てる。

2 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、委員長が指名する。

- (1) 市長部局及び各機関の課長等
- (2) 男女共同参画社会の推進に特に必要と認める市長部局及び各機関の職員

3 検討委員会の委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(平25.12.10・全改)

(職務)

第4条 委員長は、検討委員会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、必要に応じて検討委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討委員会に出席させ、説明、意見等を求めることができる。

(専門部会の設置)

第6条 専門的な事項を検討するため、必要に応じ検討委員会に専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、委員長が指名する者をもって構成する。

3 専門部会は、特定の事項を調査し、検討するものとする。

4 専門部会の組織、任務等については、委員長が別に定める。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月10日)

この規程は、平成25年12月10日から施行する。

4 十和田市男女共同参画社会専門部会設置要綱

(平成17年1月1日制定)

(設置)

第1条 十和田市男女共同参画社会検討委員会設置規程(平成17年1月1日制定)第6条第1項の規定により、男女共同参画に関する専門的な事項の調査及び研究をするため、男女共同参画社会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 専門部会員は、庁内における職員のうちから、十和田市男女共同参画社会検討委員会委員長が指名した者をもって充てる。

(任期)

第3条 専門部会員の任期は、指名した日から指名した日の属する年度の3月31日までとする。

(所掌事務)

第4条 専門部会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画に関する施策の調査及び検討に関すること。
- (2) 十和田市男女共同参画社会検討委員会から付託された事項に関すること。
- (3) 男女共同参画の意識改革及び環境整備に関すること。
- (4) その他必要な事項についての協議に関すること。

(部会長及び副部会長)

第5条 専門部会に部会長及び副部会長をそれぞれ1人置く。

- 2 部会長及び副部会長は、会員の互選により定める。
- 3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会員以外の者を専門部会に出席させ、説明、意見等を求めることができる。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

5 女性活躍推進法（抄）

(平成二十七年 法律第六十四号)

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 第3次十和田市男女共同参画社会推進計画策定経過

実施日	内容
令和3年10月28日	第1回十和田市男女共同参画社会検討委員会 第1回十和田市男女共同参画社会専門部会
令和3年11月16日	第2回十和田市男女共同参画社会専門部会
令和3年12月16日	第1回十和田市男女共同参画懇話会
令和3年12月22日	第2回十和田市男女共同参画社会検討委員会
令和3年12月24日	市民意見交換会
令和3年12月27日から 令和4年1月12日まで	「男女共同参画社会」に関するアンケート調査
令和4年1月18日	第2回十和田市男女共同参画懇話会
令和4年1月26日から 令和4年2月14日まで	パブリックコメント
令和4年2月10日	第3回十和田市男女共同参画社会専門部会
令和4年2月22日	第3回十和田市男女共同参画社会検討委員会
令和4年3月25日	庁議

7 令和3年度十和田市男女共同参画懇話会委員名簿

	分野	所属	委員（敬称略）	備考
1	雇用	三沢公共職業安定所 十和田出張所 所長	柴崎 繁樹	
2	保育	幼保連携型認定こども園 チビッコハウス保育園 園長	小笠原 育子	
3	社会福祉・貧困	十和田市社会福祉協議会 常務理事	平舘 雅子	会長
4	教育	十和田市立高清水小学校 校長	小笠原 小百合	
5	まちづくり	十和田市町内会連合会	野坂 恵子	
6	人権	十和田人権擁護委員協議会 十和田地区部会	目時 節子	
7	男女共同参画	一般社団法人 男女共同参画地域みらいねっと 代表理事	小山内 世喜子	
8	健康	保健協力員会会長	赤坂 恵子	副会長
9	防災	十和田地域広域事務組合 消防本部 主査	水尻 沙希	
10	子育て	十和田 NPO 子どもセンター ハピたの 代表理事	中沢 洋子	
11	学識経験者	北里大学 獣医学部 教授	工藤 上	
12	観光・企業・経済	十和田商工会議所 総務課長	荒木 亜由美	
13	女性・農業	ViC・ウーマン	野崎 さち子	
14	公募		村井 純麗	

8 令和3年度十和田市男女共同参画社会検討委員会委員名簿

	区分	職名	氏名
1	委員長	総務部長	田村 和久
2	副委員長	総務課長	渡邊 一史
3		秘書課長	齋藤 文子
4		政策財政課長	小川 友恵
5		市民課長	笹森 祥子
6		国民健康保険課長	鶴ヶ崎 百合子
7		まちづくり支援課長	佐々木 一夫
8		生活福祉課長	堰野端 誠
9		こども支援課長	高橋 克彦
10		高齢介護課長	川村 桂子
11		健康増進課長	小笠原 誓子
12		農林畜産課長	米田 宏幸
13		商工観光課長	蛭名 定信
14		とわだ産品販売戦略課長	浦田 陽子
15		医事課長	東 徹
16		業務課長	中屋敷 徳浩
17		教育総務課長	原田 克人
18		指導課長	佐々木 隆一
19		スポーツ・生涯学習課長	高淵 貴徳
20		市民図書館長	清川 康彦
21		選挙管理委員会事務局長	小笠原 大
22		農業委員会事務局長	横岡 聖一
23		会計管理者	山端 さゆり
24		監査委員事務局長	堰野端 節子
25		議会事務局次長	鳥谷 正幸

9 令和3年度十和田市男女共同参画社会専門部会委員名簿

	区分	所属	氏名
1	副部長	政策財政課	櫻田 由祐子
2		市民課	平野 隆志
3		国民健康保険課	岡山 淳子
4	部長	まちづくり支援課	川村 斉
5		生活福祉課	沢井 正幸
6		子ども支援課	櫻田 悟
7		高齢介護課	谷川 智子
8		健康増進課	櫻田 由紀子
9		農林畜産課	豊川 晃良
10		商工観光課	竹ヶ原 立
11		とわだ産品販売戦略課	加賀 奈都子
12		業務課	中田 美智代
13		教育総務課	五十嵐 一美
14		指導課	馬淵 環
15		スポーツ・生涯学習課	松尾 五月
16		市民図書館	高見 亜希子
17		選挙管理委員会	畑山 光弘
18		農業委員会	苫米地 慶
19		議会事務局	木村 美穂子

10 用語集

1 ページ ※1 LGBTQIA

性的少数派の人の総称

L（レズビアン）女性の同性愛者

G（ゲイ）男性の同性愛者

B（バイセクシャル）両性愛者

T（トランスジェンダー）性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人

Q（クエスチョニング）自分の性別などが決められない状態の人

I（インターセックス）男性または女性の典型的な定義に当てはまらない生殖・性的構造を持って生まれた人

A（アセクシャル）誰に対しても恋愛感情や性的欲求を抱かない人、無性愛者

※2 「北京宣言」及び「行動綱領」

1995年9月に北京で開催された第4回世界女性会議において「平等、開発及び平和のための行動」をスローガンに採択された。女性の人権に関する国際文書で、女性のエンパワーメントに関する12の重大問題領域（貧困、教育と訓練、健康、女性に対する暴力、人権、メディア、環境、女兒など）が設定されており、それぞれの問題領域に対し戦略目標及び行動が示されている。

2 ページ ※3 ジェンダー

社会的・文化的な役割としての男女の性別。

※4 女性のエンパワーメント

女性が個人としても社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること。

※5 持続可能な開発のための2030アジェンダ

2000年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアムサミットで承認されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals:MDGs）の後継となる目標で、MDGsが達成できなかった事業に取り組む一方で、経済・社会・環境の3つの側面で持続可能な開発を達成することと、国連活動の3つの柱である平和・安全・人権を単一のアジェンダに統一したもの。

※6 持続可能な開発目標（SDGs）

Sustainable Development Goals（サステナブル ディベロップメント ゴールズ/持続可能な開発目標）。2015（平成27）年に国連サミットで採択された

2030(令和12)年までに達成を目指す世界共通の目標。「誰一人取り残さない」を基本理念に17のゴールと169のターゲットが設定されている。

3 ページ ※7 「女性活躍推進法」

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。2015年9月4日に発布された10年間の時限立法。

6 ページ ※8 固定的な性別役割分担意識

性別を理由として役割を固定的にみる考え方。

7 ページ ※9 ワーク・ライフ・バランス

生活と仕事の調和。仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動などの仕事以外の生活との調和を取り、その両方を充実させる働き方や生き方。

10 ページ ※10 DV

Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス)。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあったものに振られる暴力。

12 ページ ※11 女子差別撤廃条約

1979年12月18日に国際連合第34回総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」

15 ページ ※12 リプロダクティブ・ヘルス・ライツ

Sexual Reproductive Health Rights (SRHR: 性と生殖に関する健康と権利)
自分の性に関することなどについて心身ともに健康でいられること、および、自分の性の在り方や、妊娠・出産にかかわることなどを自分で決める権利。

16 ページ ※13 パートナーシップ宣誓制度

自治体が、戸籍上の性別が同性である2人を婚姻に相当する関係であると認める制度。